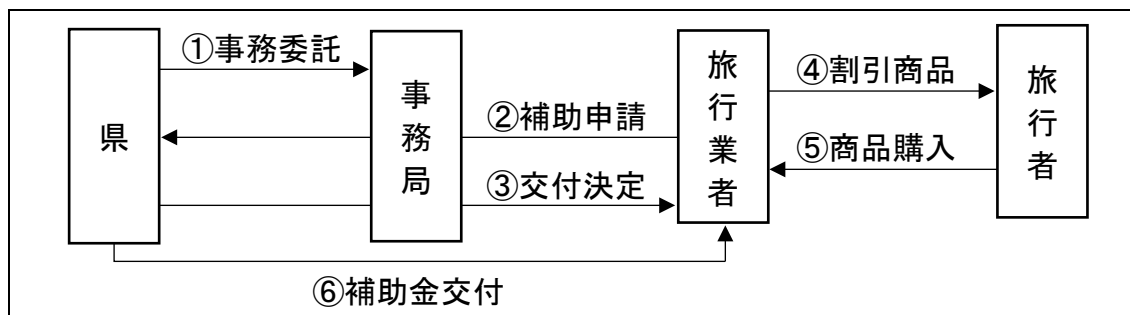


愛知県観光消費喚起事業費補助金の概要

1 事業スキーム



○補助金の申請・請求に係る事務について、県が民間事業者に委託して設置する「愛知県観光消費喚起事業事務局」が行う。

2 補助対象者

主たる営業所又はその他の営業所を愛知県内に設置する旅行業者

3 対象となる旅行商品

右記のLOVEあいちキャンペーンのロゴマークを表示 →



| 対象 | 主な条件 | 備考 |
|------|---|---|
| 個人向け | <ul style="list-style-type: none"> □ 募集型企画旅行商品、または受注型企画旅行商品 □ 宿泊ツアー <ul style="list-style-type: none"> ・主として愛知県内を出発地とし、愛知県内に宿泊すること <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ＊鉄道付き商品の出発地 JR：四日市, 大垣, 中津川, 浜松から愛知県側 近鉄：四日市から愛知県側、名鉄：全線 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊以外の有料の県内の素材を組み込むこと ＊オプション不可（選択が必須であれば可） | (有料素材の例) ・「交通」：現地までの乗車券、フリーきっぷ、レンタカー、タクシー券 ・「施設・体験」：施設入場券、着地型旅行商品、体験プラン ・「昼食等」：当該ツアーで泊まる宿泊施設を除く 等 ・「手配旅行」は対象としない。 |
| 団体向け | <ul style="list-style-type: none"> □ 募集型企画旅行商品、または受注型企画旅行商品 □ 15名以上で催行 (15名を下回った場合は、補助対象外) □ 宿泊ツアー、または日帰りツアー <ul style="list-style-type: none"> ・県内を出発地とし、宿泊ツアーは、県内に宿泊すること ・宿泊以外の県内の素材を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込むこと | ・「施設・体験」、「昼食等」は、上記に同じ ・催行人数は乗務員・添乗員を除く。 ・「手配旅行」は対象としない。 |

※補助金の交付対象となる旅行商品は、県の定める「安全・安心宣言施設」の登録を行い、かつ、PRステッカー、ポスターを掲示している施設のみを扱った商品であること

4 補助額の算定等

- 補助額：割引前の価格の1/2（1人1回、千円未満切捨、上限1万円）
 - 販売額：旅行業者は、割引後の価格で販売
 - 国や地方自治体が交付する他の補助金等と重複して補助することは不可
- 補助額・販売額の事例

| 割引前の価格 | 補助金の額 (割引額) | 販売額 (顧客購入額) | 考え方 |
|---------|----------------|----------------|-------------------------------|
| 15,800円 | 7,000円 | 8,800円 | 千円未満切捨のため、 割引額は7,000円 |
| 24,800円 | 10,000円 | 14,800円 | 10,000円が上限のため、 割引額は10,000円 |

5 申請期間

| |
|--------------------------------------|
| 2020年11月1日（日）出発分～2021年2月28日（日）帰着分 |
| ・集中受付期間 2020年10月14日（水）～10月16日（金） |
| ・随時受付期間 2020年11月16日（月）～2021年2月12日（金） |

6 申請可能補助金の上限額

- 上限額は、旅行業法施行規則第9条の2に基づいて登録行政庁に提出した「取引額報告書」における「合計」欄の額を基準に設定する。

| 「合計」欄の額 | 上限額 | 備考 |
|-----------------|--------------------|-----------------------------|
| 0～800万円 | 100万円 | 申し込み状況によつて配分額や上限額を見直すことがある。 |
| 800万円～2億4,000万円 | 「取引額報告書」の「合計」欄の1/8 | |
| 2億4,000万円～ | 3,000万円 | |

※対象となる「取引額報告書」は、適法に提出された直近の事業年度のものに限る。

7 その他

県の定める「安全・安心宣言施設」登録をしていない施設を旅行商品に組み込み、登録をさせないままツアーを催行したときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

8 問合せ先

愛知県観光消費喚起事業事務局
(株式会社 JTB 名古屋事業部内)
名古屋市中村区平池町 4-60-12 グローバルゲート 6 階
電話 052-446-7721 FAX 052-446-5079
メール aichi-kankoshohi@jtb.com
営業時間 9:30～17:30
愛知県観光消費喚起事業特設 WEB サイト
<https://www.aichi-kankoshohi.com>

9 その他

詳細につきましては、次の URL をご参照ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kanko/kankousyouthikanki.html>